

四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日

株式会社マクロミル

東京都港区港南二丁目16番1号

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	14
2 株価の推移	15
3 役員の状況	15
第5 経理の状況	16
1 四半期連結財務諸表	17
(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03（6716）0700（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 木原 康博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03（6716）0700（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 木原 康博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成21年 6月30日
売上高(千円)	2,005,411	1,762,818	7,755,714
経常利益(千円)	469,936	367,833	1,753,444
四半期(当期)純利益(千円)	227,114	271,782	941,756
純資産額(千円)	5,820,841	5,932,933	5,909,767
総資産額(千円)	7,034,672	7,186,179	7,249,691
1株当たり純資産額(円)	41,667.80	44,329.94	44,088.29
1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	1,766.25	2,199.60	7,431.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	-	2,197.54	-
自己資本比率(%)	76.2	76.2	75.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	80,047	219,751	1,133,509
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	208,427	86,161	922,516
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	167,303	173,432	843,990
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,043,026	2,964,040	2,842,041
従業員数(人)	320	356	366

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第10期第1四半期連結累計(会計)期間及び第10期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	356（24）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	295（23）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業のサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービス名	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	前年同四半期比
	(千円)	(%)
自動調査	1,029,720	92.1
集計	107,394	113.4
分析	124,560	98.7
定性調査(グループインタビュー等)	102,036	126.8
カスタマイズリサーチ	136,830	74.0
グローバルリサーチ	135,985	53.4
モバイルリサーチ	16,770	79.3
その他	109,519	87.3
合 計	1,762,818	87.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

1. 子会社の株式の売却

当社は平成21年9月16日開催の定時取締役会において、連結子会社である株式会社エー・アイ・ピーの株式の一部について、みずほキャピタル株式会社に売却することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 売却する相手会社の名称

みずほキャピタル株式会社

(2) 売却の時期

平成21年10月9日

(3) 子会社の名称及び事業内容

商号 株式会社エー・アイ・ピー

主な事業内容 グローバルリサーチ、インターネットを活用したマーケティングシステム構築、アジア地域におけるセールスプロモーション事業

(4) 売却価額

664百万円

2. 株式取得による子会社の買収

当社は平成21年9月16日開催の定時取締役会において、ブランドデータバンク株式会社の全株式を取得し、完全子会社とすることを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式取得の相手先の名称

坂井光氏、坂井直樹氏、日本テレネット株式会社、畑野仁一氏、その他7名

(2) 買収する会社の概要

商号	ブランドデータバンク株式会社
主な事業内容	マーケティング・データベース事業

(3) 株式取得の時期

平成21年10月1日

(4) 取得価額

146百万円

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成21年11月13日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、目下において景気改善の兆候がみられるものの、企業収益は厳しい局面を脱しておらず、景気の先行きは依然不透明な状況で推移しております。

かかる状況の下、当社グループは新しい経営体制において、中長期的にも成長を持続できる企業を目指して、抜本的な収益体質の強化・改善を図るべく、グループ経営体制の再編・刷新を進め、連結子会社の売却・取得を決定する等、事業の選択と集中を行いました。

また、ネットリサーチサービスの拡販に努めると同時に、顧客起点に立った組織体制の整備及び商品力の強化並びに自動インターネットリサーチシステム（Automatic Internet Research system、以下「AIRs（エアーズ）」という。）を核としたビジネスモデルの海外展開推進の検討にも注力してまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1,762百万円（前年同四半期比12.1%減）、営業利益は384百万円（同17.1%減）、経常利益は367百万円（同21.7%減）、四半期純利益は271百万円（同19.7%増）となりました。

対前年同四半期比では売上高、経常利益ともに悪化しておりますが、その主な要因は、当第1四半期会計期間の段階においては連結対象であった株式会社エー・アイ・ピーの業績が振るわなかったことによるものであります。

なお、当社は平成21年10月に同社の株式売却を完了し、非連結対象とするとともに、ブランドデータバンク株式会社を完全子会社化することで、連結ベースでの収益体質の強化・改善に努めてまいります。また、当期に掲げた費用削減施策等による一連の諸施策の効果は上がってきており、これら諸施策を継続・実践することで引き続き売上・利益の達成に向けて、鋭意努力していく所存です。

事業のサービス別の売上高及び財政状態については、以下のとおりであります。

自動調査サービス

自動調査サービスは、当社が独自開発した「AIRs」を利用する市場調査サービスであり、当社グループの「主力サービス」となっております。当第1四半期会計期間においては、昨年から続く景気後退の影響により、広告代理店、調査会社、コンサルティングファーム等の業界を中心にリサーチ需要が低迷いたしました。この結果、当サービスの売上高は1,029百万円（前年同四半期比7.9%減）となりました。

集計サービス

集計サービスは、調査データ回収後、専門スタッフがデータを集計し、調査目的に合致した集計表・グラフを作成するサービスです。高度化する顧客の要望に対応するため、集計ツールを開発する等運用体制を整備・強化いたしました。この結果、消費財メーカーをはじめ、一般事業会社向けの販売が伸長し、当サービスの売上高は107百万円（同13.4%増）となりました。

分析サービス

分析サービスは、調査票設計及び調査データ回収後のレポート作成を行うサービスです。顧客のマーケティング課題と調査目的に沿った分析レポートを提供することを目的に、企画提案力・分析力の底上げを進めてまいりました。しかしながら市況の低迷により、消費財メーカー・一般事業会社を中心に、比較的安価な簡易レポートに対する需要が集中したことから、受注件数は増加傾向にあるものの、当サービスの売上高は124百万円（同1.3%減）にとどまりました。

定性調査サービス（グループインタビュー等）

定性調査サービスは、主に座談会形式もしくは1対1形式でインタビューすることにより対象者の深層心理を深掘りする「質」に重点を置いたサービスです。個人のライフスタイルの多様化により定量調査では把握しきれない言語情報に対する需要が上昇し、また販売においても人材教育による提案力向上に努めました。この結果、当サービスの売上高は102百万円（同26.8%増）となりました。

カスタマイズリサーチサービス

カスタマイズリサーチサービスは、「AIRs」で対応できる範囲を超えた個別性の高い調査案件につき、オーダーメイドで調査票作成及び調査データ回収を行うサービスです。当サービスは、昨年から続く景気後退の影響により、定期的に行われていた大型調査の依頼が停滞したこと等の理由により、前期と比べて受注案件数が減少いたしました。この結果、当サービスの売上高は136百万円（同26.0%減）となりました。

グローバルリサーチサービス

グローバルリサーチサービスは、当社及び株式会社エー・アイ・ピーが国内企業向けに提供する海外市場調査サービス、海外企業向けに提供する日本・アジア市場調査サービスです。昨年からの景気後退により、グローバル企業のリサーチ需要が低迷したことや、アジア市場調査において、海外パネルプロバイダーとの競争が激化したことから、主として株式会社エー・アイ・ピーの売上高が減少いたしました。今後、「AIRs」の技術を活用した海外市場調査需要の取り込み等を推し進めることで、売上高の伸長を目指してまいります。当第1四半期会計期間においては、当サービスの売上高は135百万円（同46.6%減）となりました。

モバイルリサーチサービス

モバイルリサーチサービスは、携帯電話を利用してデータを収集するサービスです。カメラ付携帯電話による写真画像データの収集や、商品の購入直後の購買心理の把握等、携帯電話ならではの調査シーンで活用されております。平成21年7月より携帯電話を主な情報手段とする消費者層を対象としたモバイル専用モニタを構築し、サービスを開始いたしました。若年層・主婦等パソコン利用頻度が低く、携帯電話との親和性が高い層への調査需要が高まっている傾向にありますが、当第1四半期会計期間においては、営業リソースを自動調査サービス等の販売に優先的に投下したため、当サービスの売上高は伸び悩み、売上高は16百万円（同20.7%減）となりました。

その他サービス

その他サービスは、商品購買調査サービス「QPR™」、「AIRs」と顧客会員管理システムの機能を掛け合わせて提供する新サービス「AIRsMEMBERS」（SaaS型顧客管理ビジネス）、株式会社エー・アイ・ピーが行っているシステムインテグレーション事業等により構成されております。「QPR™」については、営業・運用体制の整備を進めた結果、導入企業が増加し、売上高が伸長いたしました。しかしながら、株式会社エー・アイ・ピーのシステムインテグレーション事業の業績が悪化したため、その他サービスの売上高は109百万円（同12.7%減）となりました。

当第1四半期連結会計期間末の資産につきましては、7,186百万円となり、前連結会計年度末に比べ63百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金の増加121百万円がございましたが、投資有価証券の減少249百万円があったためであります。

負債につきましては、1,253百万円となり、前連結会計年度末に比べ86百万円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の減少152百万円があったためであります。

純資産につきましては、5,932百万円となり、23百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加49百万円があったためであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ121百万円増加し、2,964百万円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、219百万円（前年同四半期は80百万円の使用）となりました。

これは主に、法人税等の支払額が319百万円ありましたが、税金等調整前四半期純利益が362百万円となり、減価償却費62百万円やのれん償却額27百万円等の増加要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、86百万円（前年同四半期は208百万円の使用）となりました。

これは主に、投資有価証券の取得による支出89百万円、貸付けによる支出80百万円がありましたが、投資有価証券の売却及び償還による収入300百万円があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、173百万円（前年同四半期比3.7%増）となりました。

これは、配当金の支払額173百万円があったためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	418,560
計	418,560

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	128,586	128,586	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度は採用 していません。
計	128,586	128,586		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日から当四半期報告書提出日(平成21年11月13日)までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年9月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	368
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	368
新株予約権の行使時の払込金額(円)	256,350
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成28年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 256,350 資本組入額 128,175
新株予約権の行使の条件	(注)4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. (1) 1個の新株予約権の一部の行使でないこととされており。

(2) 権利行使時においても、当社の取締役であることを要します。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

当社を退職した場合

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

降任、降格以上の制裁を受けた場合

(2) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。

7. 平成21年9月29日開催の当社定時取締役会において、本新株予約権全ての取得及び消却について決議し、平成21年10月30日をもって当社にて無償にて取得し、消却が完了しております。

平成21年7月1日臨時取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,955
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月29日 至 平成28年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,955 資本組入額 53,978
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき594円で有償発行しております。

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、(注)5.(5)の条件を満たした場合には、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 0.85$$

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

- 5.(1) 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使は1個単位とします。
- (2) 行使期間中、その保有する新株予約権の全部又は一部について、当社の承諾を得ることなく放棄をしてはならないこととされております。
- 6.(1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。
- 禁錮以上の刑に処せられた場合
就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
- (2) 相続した新株予約権を行使することはできません。
- (3) 権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。

- (5) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならないものとし、ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や東証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (6) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
7. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
8. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

平成21年7月1日臨時取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,644
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,644
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,955
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月16日 至 平成28年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,955 資本組入額 53,978
新株予約権の行使の条件	(注)4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使は1個単位とします。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

禁錮以上の刑に処せられた場合

就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

- (2) 相続した新株予約権を行使することはできません。

- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。

- (4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとします。

- (6) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。

7. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (4) 新株予約権の割当日から1ヵ月後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 当社が、組織再編行為を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	128,586	-	930,358	-	963,899

(5) 【大株主の状況】

柴田聡氏から、平成21年9月29日付(報告義務発生日 平成21年9月24日)にて大量保有報告書の変更報告書及び平成21年10月1日付にて同変更報告書に対する訂正報告書が提出されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
柴田聡	東京都目黒区	10,160	7.90

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,026	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,560	123,560	
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	128,586	-	
総株主の議決権	-	123,560	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の失念株式が1株含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社マクロミル	東京都港区港南 二丁目16番1号	5,026	-	5,026	3.91
計		5,026	-	5,026	3.91

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 7月	8月	9月
最高(円)	112,000	134,900	139,400
最低(円)	97,000	102,700	125,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツへ名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,964,040	2,842,041
受取手形及び売掛金	1,420,101	1,460,717
仕掛品	14,581	7,112
貯蔵品	2,454	2,887
繰延税金資産	325,344	256,582
その他	118,433	136,023
貸倒引当金	910	1,205
流動資産合計	4,844,044	4,704,160
固定資産		
有形固定資産	226,048	226,121
無形固定資産		
ソフトウェア	436,277	455,088
のれん	81,718	108,957
その他	20,119	17,023
無形固定資産合計	538,114	581,069
投資その他の資産		
投資有価証券	1,166,544	1,416,413
その他	412,298	323,243
貸倒引当金	871	1,317
投資その他の資産合計	1,577,971	1,738,339
固定資産合計	2,342,134	2,545,530
資産合計	7,186,179	7,249,691
負債の部		
流動負債		
未払金	324,727	314,505
未払法人税等	174,422	326,518
モニタポイント引当金	567,989	543,232
その他	186,107	155,667
流動負債合計	1,253,245	1,339,923
負債合計	1,253,245	1,339,923

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	930,358	930,358
資本剰余金	963,899	963,899
利益剰余金	4,147,050	4,097,676
自己株式	447,796	447,796
株主資本合計	5,593,512	5,544,138
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	84,506	70,163
為替換算調整勘定	31,598	26,426
評価・換算差額等合計	116,105	96,589
新株予約権	42,003	36,377
少数株主持分	413,523	425,840
純資産合計	5,932,933	5,909,767
負債純資産合計	7,186,179	7,249,691

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	2,005,411	1,762,818
売上原価	932,486	831,118
売上総利益	1,072,925	931,699
販売費及び一般管理費	608,257	546,707
営業利益	464,667	384,992
営業外収益		
受取利息	10,710	13,976
受取配当金	1,046	-
為替差益	1,392	-
その他	2,531	1,973
営業外収益合計	15,681	15,950
営業外費用		
支払利息	209	-
売上債権譲渡損	1,431	684
為替差損	-	20,374
持分法による投資損失	8,761	10,119
その他	10	1,931
営業外費用合計	10,412	33,109
経常利益	469,936	367,833
特別損失		
固定資産除却損	24,651	5,239
特別損失合計	24,651	5,239
税金等調整前四半期純利益	445,285	362,594
法人税、住民税及び事業税	183,338	171,645
法人税等調整額	12,941	68,682
法人税等合計	196,280	102,963
少数株主利益又は少数株主損失()	21,889	12,151
四半期純利益	227,114	271,782

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	445,285	362,594
減価償却費	65,012	62,434
のれん償却額	27,239	27,239
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,341	740
モニタポイント引当金の増減額(は減少)	30,043	24,756
受取利息及び受取配当金	11,757	13,976
支払利息	209	-
為替差損益(は益)	6,282	10,449
持分法による投資損益(は益)	8,761	10,119
固定資産除却損	24,651	5,239
売上債権の増減額(は増加)	132,642	39,366
たな卸資産の増減額(は増加)	2,960	7,034
未払金の増減額(は減少)	62,116	44,166
未払消費税等の増減額(は減少)	6,169	7,846
その他	49,451	37,602
小計	442,630	521,728
利息及び配当金の受取額	3,458	17,346
利息の支払額	209	-
法人税等の支払額	525,927	319,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,047	219,751
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	104,383	19,261
ソフトウェアの取得による支出	42,028	25,495
投資有価証券の取得による支出	54,769	89,000
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	300,000
敷金及び保証金の回収による収入	5,672	340
貸付けによる支出	-	80,421
その他	12,918	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	208,427	86,161
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	300,000	-
短期借入金の返済による支出	300,000	-
配当金の支払額	167,303	173,432
財務活動によるキャッシュ・フロー	167,303	173,432
現金及び現金同等物に係る換算差額	19,652	10,482
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	475,431	121,998
現金及び現金同等物の期首残高	3,497,051	2,842,041
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,406	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,043,026	2,964,040

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、341,527千円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、328,196千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 35,685千円	従業員賞与給与 250,599千円
従業員賞与給与 221,951千円	
広告宣伝費 36,531千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 3,043,026千円	現金及び預金勘定 2,964,040千円
現金及び現金同等物 3,043,026千円	現金及び現金同等物 2,964,040千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 128,586株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,026株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 42,003千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年9月29日 定時株主総会	普通株式	222,408	1,800	平成21年6月30日	平成21年9月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

ネットリサーチ事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメント売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

ネットリサーチ事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメント売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 4,853千円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年7月1日臨時取締役会決議ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 227名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 2,644株
付与日	平成21年7月16日
権利確定条件	当社の定める喪失条件又は当社が無償で取得できる条件いずれにも該当しない場合であります。 詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 平成21年7月1日臨時取締役会決議」をご参照ください。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年7月16日から平成28年7月15日まで
権利行使価格(円)	107,955
付与日における公正な評価単価(円)	17,735

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 6月30日)
1 株当たり純資産額 44,329円94銭	1 株当たり純資産額 44,088円29銭

2 . 1 株当たり四半期純利益等

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益 1,766円25銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。	1 株当たり四半期純利益 2,199円60銭 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 2,197円54銭

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益 (千円)	227,114	271,782
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	227,114	271,782
普通株式の期中平均株式数 (株)	128,586	123,560
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	115
(うち新株予約権 (株))	-	(115)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成16年 9月29日定時株主総会決議ストック・オプション (438個) は、平成21年 7月31日付で無償取得の上、消却いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月7日

株式会社 マクロミル
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞治 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年11月5日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月6日

株式会社 マクロミル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞治 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。